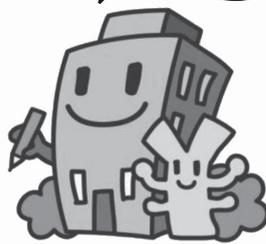


1月中にお届けした調査票を
2月1日から回収に伺います



ご協力をお願いいたします!



経済センサスキャラクターの
ビルくんとケイちゃん

<http://www.stat.go.jp/data/e-sensus/campaign/index.htm>

総務省・経済産業省・岐阜県・高山市

調査対象は、 全国すべての 企業と事業所です

経済センサスQ&A

Q どうしても答えなければいけないの？

A 回答をいただけなかったり、不正確・不完全な部分があると、精度の低い統計となり、誤った施策が行われることとなります。そのため、統計法には調査への義務と反したときの罰則が定められています。漏れなく回答をお願いします。

Q 調査票の内容が漏れることはないの？

A 全ての情報は保護されます。また調査票に記入された内容は統計資料作成のために用いられます。調査員をはじめとする関係者には、統計法により守秘義務があるほか、違反した場合は罰則が定められています。

Q 平成21年夏ころにも調査したような気がするけど…

A 平成21年7月に実施した調査は「経済センサス基礎調査」で、主に事業所などの名称・所在地など基礎情報を集めたものです。今回実施するのは活動調査といい、売上高などの経済活動も調査します。

Q 調査結果はいつ分かるの？どんなことに使われるの？

A 速報結果は平成25年1月末に、確定結果は平成25年の夏ころから順次公開されます。調査結果は、地域の産業振興や商店街活性化のための施策や、経済・環境・雇用・中小企業の政策に利用されるほか、地方消費税の算定基準にも活用します。

経済センサスとは、企業と事業所の経済活動の状態や産業構造を明らかにし、日本経済の実態を知るために実施する調査で、全国すべての企業・事業所が対象となる、「経済の国勢調査」です。

1月中にお配りした調査票を、2月1日以降に調査員が回収しますので、ご協力をお願いします。

なお、支社などがない事業所で、調査票が届いていない場合は、市役所企画課までご連絡下さい(支社などがある事業所には、本社に郵送で調査票をお届けしますので、郵送またはインターネットで回答して下さい)。

●問合先 経済センサスコールセンター ☎0120-44-1034 企画課 ☎35-3131

問合先

岐阜県林政課

☎058-2721111

(F線30024)

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地所有者となった方は市町村への事後届出が義務付けられました。

届出対象者 個人・法人問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

*詳しくは左記までお気軽に問い合わせください。

4月から
スタート

森林の所有者に
なったら届出を

2012.2.1